

1 通学区域・指定変更区域の設定について

- (1) 小学校の通学区域・指定変更区域の設定について
参考資料 1 の図面のとおり
- (2) 中学校の通学区域・指定変更区域の設定について
資料 3 の図面のとおり
- (3) 意見書の文言案
「小学校再編後の通学区域は、別紙図面を基本として適切に設定すること。なお、指定変更区域の設定については、意見書提出後速やかに設定できるよう十分配慮すること。」

2 あやめ野小の跡活用について

- (1) 小学校の跡活用に関する基本的な進め方について
次回検討委員会で札幌市の担当部署からの説明及び協議を踏まえ検討する。
- (2) 意見書の文言案
次回検討委員会で確認後検討する。

【ご参考】他地区での意見書（案）における跡活用に関する記載例

「〇〇小学校の跡活用については、〇〇小学校の閉校時期が見通せた段階において札幌市役所内部の公共利用の有無を調査することとし、活用意向がない場合には、地域の意見を十分に聞きながら、民間事業者への売却を前提とした活用方法を検討すること」

3 校名・校歌・校章について

- (1) 校名・校歌・校章の変更を希望する意見書とする場合
 - ① 検討委員会で協議が必要な事項
別部会を立ち上げるかどうか、いつどのように検討するか等
 - ② 意見書の文言案
「新設校の名称については、今後も引き続き検討を行い、別途意見書を提出する。」
- (2) 校名・校歌・校章の変更を希望しない意見書とする場合
 - ① 検討委員会で協議が必要な事項
検討委員会以外の関係者へどのように意向確認し、結果をどのように周知するのか等
 - ② 意見書の文言案
「月寒小学校及び月寒東小学校の校名・校歌・校章については、引き続き現状通りとすること。」